

令和6年 第1回

京田辺市議会定例会
一般質問通告書

京田辺市議会

令和6年 第1回 京田辺市議会定例会 一般質問通告書 目次

通告順位	議員名	ページ
1	国重昂平	1
2	上田毅	3
3	早川由紀夫	4
4	増富理津子	7
5	次田典子	10
6	河田美穂	12
7	長田和也	14
8	南部登志子	15
9	吉高裕佳子	18
10	青木綱次郎	20
11	有田幸平	22
12	片岡勉	23

1 自然災害について

- (1) 本年1月1日に発生した能登半島地震には、本市からも支援をしている状況であるが、現状の本市の支援状況と支援体制について問う。
- (2) 能登半島地震では地形的な特異性とも相まって復旧の長期化が懸念されている。現在でも未だ断水状態が続く地域が多く存在していることや災害ごみの処理にも長期間要するという報道がされている。本地震から本市としても平時からの備えや対応策の構築が重要であると考ええる。

本市の水道管の耐震化や災害ごみの処分等、現状の市の対策状況及び認識について問う。

2 こどもまんなかのまちづくりについて

- (1) 本年4月に組織改革が行われるが、現状の人員配置などを踏まえ「こどもをまちの真ん中に住む人が輝けるまちづくり」や中期まちづくりプランの中で掲げられている施策に向けた取り組みについて本市の方針を問う。
- (2) 今後本市でも策定が予定されている「こども計画」と「次期幼稚園・保育所再編整備計画」の計画策定に向けたスケジュールについて問う。
- (3) 集団教育が困難になり、統合が検討される幼稚園が今後出てくる可能性がある中で、統合されることで通園時間が長くなる等の様々な影響が出てくると考えるが市の認識と検討状況について問う。

3 田辺地域の今後について

- (1) 田辺北地区の新市街地整備では、昨年10月に区域区分の見直しが行われ、市街化区域への編入や区画整理事業区域などの都市計画が決定された。本年2月4日開催の土地区画整理組合の設立総会により、事業が実質的にスタートしたものとするが、区画整理事業や複合型公共施設の進捗状況と今後のスケジュールについて問う。
- (2) 新田辺駅東地区では、最近スーパーマーケット跡地に建設管理の看板が設置され、新たな事業者が決まったように見受けられる。民間との連携による再整備計画の検討に向けて、現在の市の認識を問う。

4 水道事業について

- (1) 令和2年に策定された経営戦略では、計画期間が2029年度までの10年計画とされている。折り返し年の5年目に差し掛かる本経営戦略について、現状どのような評価をされているのか市の認識を問う。
- (2) 大住浄水場が本市水道ビジョン内で「老朽化に伴う施設統廃合を検討中」と記載されているが、今後の大住浄水場の活用方法について問う。

1 田辺東小学校前市道について

(1) 現在、田辺東小学校及び田辺東幼稚園が隣り合わせにあるが、今後田辺東幼稚園の閉鎖と共に、朝の警備員を解除すると聞いている。小学校の通学路として危険性がないと考えるの警備員解除なのかを問う。

また今後ボランティア人員だけでなく、シルバー人材センター等を活用した警備も必要であると考えるところだが、市の見解を問う。

(2) 現在の田辺東幼稚園と田辺東小学校前から防賀川の間において、特に朝の通学時間帯は抜け道として通行する車両が非常に多く、また、通行のスピードも問題である。従ってハンプ等のスピードが出せない仕組みまた路面標示が必要であると考え。市の見解を問う。

2 本市内の市道及び府道について

現在舗装されている公道について、センターライン及び歩道ラインの他、横断歩道とその停止ライン、また通学路においてはゾーン30等々の路面標示や文字が消えてしまっていて見えない所が非常に多い。

交通事故等を想定すれば非常に危惧するところである。

早急な安全対策が必要であると考え。市の対応を問う。

1 地震対策について

能登半島地震では、上下水道などのライフラインは甚大な被害を受け、特に浄水場や配水管等の耐震化が進んでいなかったことが被害拡大の要因になったとみられている。また、木造住宅の倒損壊による大勢の被災者が学校や公民館などの1次避難所等で厳しい避難生活を余儀なくされており、インフラの全面的な復旧や生活再建には相当の期間を要する状況となっている。

本市においては、大きな被害を及ぼすと想定される南海トラフ地震や生駒断層などを震源とする地震への備えとして、これまで防災・減災対策に取り組んでいるが、次の点について、その進捗状況や今後の取り組みについての見解を問う。

- (1) 上水道の浄水場や配水池、基幹管路などの耐震化の進捗状況及び耐震化率や耐震適合率並びに下水道施設の耐震化の実施状況はどうか。

また、それぞれの設備等が地震により被害を受けた場合の対応及び復旧までの飲料水や生活水の確保はどのように考えているのか。

- (2) 指定避難所、一時避難所及び福祉避難所ほか市有建築物等公共性の高い建築物の耐震化はどうか。また、中央公民館は、洪水時の一時避難場所となっており、避難行動・避難所運営マニュアルにおいて、各公民館は、高齢者や障害のある人等要配慮者の避難待機場所ともなっているが、耐震化等安全対策はどのように進めているのか。

- (3) 本市の避難行動・避難所運営マニュアルは、市民一人ひとりの自助を基本として、各区・自治会、自主防災会等による避難行動や避難所運営協議会による自主的な運営を目指しているが、避難訓練の実施や被災時の高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦など要配慮者の避難支援について、具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか。

- (4) 本市では、建築基準法上の建築確認における耐震基準を踏まえ、昭和56年5月以前に着工した旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震診断や新耐震基準による耐震改修経費の一部を補助する耐震化を支援しているが、これまでの実績はどうか。また、今後の取組促進はどのように考えているのか。

2 就労等支援について

労働施策総合推進法及び職業安定法は、地方公共団体の労働施策の実施、国との連携による職業紹介や雇用施策の実施を可能としている。また、高齢者雇用安定法は、65歳までの雇用確保措置の義務を上回る70歳までの就業確保措置を努力義務として雇用を促進し、障害者雇用促進法は本年4月からの法定雇用率の段階的引き上げ等を進めるところ、障害者総合支援法は市町村は障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援することとしている。

経済社会情勢の変化に対応した労働施策や雇用対策の実施、高齢者や障がいのある人の就労意欲に応じた就労支援や社会参加の実現、自立支援などの施策拡充が重要になっているところ、本市における雇用対策や就労等支援施策の実施状況、今後の取り組みについての見解を問う。

- (1) 人手不足が深刻化する中、企業や事業者等の多くが窮状にあるところ、多くの自治体では、地方労働局と雇用対策協定を締結し、地元で運営協議会を設置するなど、雇用対策や地域人材の育成などに取り組んでいる。

本市は、新たな工業・流通業務地の形成も進めているが、市内事業所等の雇用対策や雇用支援について、どのような取り組みを進めようとしているのか。

- (2) 人生100年時代を迎える中、高齢者が意欲によってその能力を発揮し活躍できる環境整備を図るとともに、社会参加や仲間とつながる取り組みを進める必

要があるが、京田辺市シルバー人材センターへの助成や連携等のこれまでの実績はどうか。

また、国は、生涯現役地域づくり環境整備事業等による高齢者の多様な雇用・就業機会の創出を進めているが、本市はどのように考えているのか。

(3) 障がいのある人の事業所等への就労支援は重要である。また、就労継続支援A型・B型や生活介護等の事業所の育成・連携による社会参加の促進や生きがいづくり、地域共生社会の推進が必要であるが、本市におけるこれまでの施策の実施状況はどうか。また、今後の取り組みについてどのように考えているのか。

(4) 上記(1)～(3)の取り組みにおいて、京都ジョブパーク(総合就業支援拠点)、京都労働局・ハローワーク京都田辺、京田辺市商工会、障害者就業・生活支援センター、(公財)産業雇用安定センターほか就労等支援に係る関係機関・団体等との情報交換や連携について、これまでの取組実績はどうか。また、今後の取り組みについてどのように考えているのか。

1 第9期介護保険事業計画について

- (1) 2000年から介護保険制度が発足し23年経過した。保険料は当初からすでに2倍を超えている。所得階層別に設定されている介護保険料の基準額以下の高齢者も多くを占めており、少ない年金から引き落とされる保険料負担は、すでに限界に達し、生活はより苦しくなっている。このような生活実態からも、第9期の介護保険料の引き上げはすべきではありません。所得段階別設定の細分化などの工夫もされているが、ほとんどの所得段階で値上げとなっている。現在ある基金を更に活用しての保険料試算の見直しをすべきと考えるが、市の見解を問う。
- (2) 利用料負担が重いために、サービスを削らざるをえず、必要な介護が受けられていない実態がある。利用料の減免制度を実施して、必要な介護サービスが利用できるようにすべき。こうした声にこたえて、利用料を支払うと生活保護基準以下になる世帯を対象に利用料の独自減免を実施している自治体がある。その内容は利用料の自己負担額の2分の1減免になっている。本市でも利用料の独自減免を実施すべきと考えるが市の見解を問う。
- (3) 介護保険事業計画の基本目標2「認知症になっても自分らしく暮らせる仕組みづくり」の中で、生きがいつくりや社会参加による認知症予防として、コミュニケーション支援・社会参加支援として高齢者の補聴器購入に対する補助を行うとされ、80万円の予算化がされてきているが、その具体的内容を問う。

2 防災・避難所にジェンダー視点を

2011年の東日本大震災で「生理用品がもらえない」「避難所に仕切りがな

く、着替えられない」などと女性の悩みが顕在化したのを受け、国は13年に取り組み指針を出し、自治体に防災業務への女性参画を促した。しかし16年の熊本地震などでも同様の課題が浮かび、国は20年に改めてガイドラインを策定。防災施策や災害対応への女性参画を呼びかけつつ、避難所での更衣室や授乳室の設置、妊産婦支援、性暴力対策なども求めている。しかし、能登半島地震の避難所運営も男性が中心で、女性の声が届きにくい事例が見られた。

- (1) 災害時の避難所運営や備蓄を担当する防災部署の職員が「女性ゼロ」の市区町村は、昨年4月時点で全国55%を超える。政府のガイドラインを参考にして地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局、福祉部局等との連携、地域の防災リーダーの育成等において、女性の視点からの取組を進めることが自治体に呼びかけられている。京田辺市での実態と今後の取組について問う。
- (2) 内閣府は、市区町村の地域防災計画の作成などを担う地方防災会議の女性委員数も同時に調査。それによると、各地に設置された計1628会議のうち274が「女性委員ゼロ」だった。政府は「2025年までに女性委員の割合を30%に」との目標を掲げるが、現状は全国で10.8%である。京田辺市での状況と課題について問う。

3 近鉄新田辺駅東地域の整備と活性化について

- (1) 歩いて買い物に行けるところにあったスーパーがなくなり、高齢者や障がいをお持ちの方などからも不安と店舗誘致への要望の声があがっている。改めてこの地域の整備と活性化が急がれるが、整備の進捗と駅東地域のまちづくりへの市の

考えを問う。

- (2) 近鉄新田辺駅東地区の、安全な歩行空間の中で、買い物ができる地域に密着した商業エリアとは、どのように進めるのか。
- (3) 幹線道路・旧307号の新田辺草内線、新田辺駅から田辺高校までの道路拡幅と歩道整備の進捗について問う。

1 真の男女共同参画社会の実現にむけて

- (1) 麻生副総裁が上川外務大臣に対し「あのおばさん、美人とは言えないがなかなかやるね」 などという女性差別発言があった。まだまだ根強く残る女性差別に対する市長の認識を問う。
- (2) 市内事業所において女性推進委員を設置しているが、現在の状況と活動実績はどうか。また、さらに増やしていく必要があると考えるが、推進委員の研鑽や市民向け養成講座などを開催してはどうか。
- (3) 各分野における女性統計をとれば、女性のおかれている状況がよくわかるのではないか。
- (4) 長く活動してきた女性団体「かがやき」が、解散されることになり大変残念だ。高齢化や様々な厳しい状況があり解散されるとのことだが、意義を鑑み女性たちが活動しやすくなるよう市長自ら意見を聞き対応すべきではないか。
- (5) 女性交流支援ルームの移転について進捗状況ならびに構想を問う。
- (6) 男女共同参画の視点に立った避難所対策も必要であり、防災会議に女性の参画が必要だ。

2 教育長に問う

- (1) 文科省が身体検査の時の着衣について児童生徒の意思の尊重を示した。また、校則についての見直しを指示している。児童生徒の自治権を保障すべきだと思うが、教育長の考えはどうか。
- (2) 夜間中学設置問題について、教育長は、「府に協議会設置を要望している」と答弁しているが、府教委では、京田辺市からそのような要望の記録はないとしている。

改めて「協議会の設置」を文章で府教委に要望するべきだ。

- (3) 教育委員会が近隣の夜間中学や近年中に設置する自治体に出向き、夜間中学の意義や内容を学ぶべきだ。
- (4) 市社会福祉課において、委託で子どもの学習・生活支援事業を行っているが、教育委員会との連携が見られない。連絡会などを設置し、情報交換を行うべきだ。

3 諸問題

- (1) 山手幹線拡幅計画における渋滞予測と大住ヶ丘地域の住宅地内への影響について。
- (2) 同志社山手における用途変更について。

1 高齢者の生活を守る施策について

- (1) 「高齢者社会参加促進事業」のさらなる周知と、拡充をすべき。
- (2) 「高齢者生活応援事業」の周知と、転倒防止具の取り付けなどの防災対策の拡充をすべき。
- (3) 「高齢者の自動車運転実践型講座」を、来年度は周知徹底し、回数も増やしてはどうか。

2 子育て支援について

- (1) 「祖父母手帳」の導入をすべき。
- (2) 養育費不払いを防ぐため、公正証書作成の周知と、補助をすべき。

3 市民の安全・安心を守る施策について

- (1) 「ペットのしつけ講習会」を実施し、その中でしつけにプラスして、ペットとの避難の仕方などの講習も入れてはどうか。
- (2) 防災士向けの「マイタイムライン講習会」を実施し、講習を受けた「防災士」を講師として、地域に「マイタイムライン講習会」を普及する取り組みをしてはどうか。
- (3) 市民向けの「自転車講習会」を実施し、参加された方へ自転車用ヘルメットへの助成をしてはどうか。

4 教育支援センターの充実について

- (1) 教育支援センターの現状は。
- (2) 機能強化のための、人員の拡充・相談環境の充実・学習機会の確保などは、どのように取り組むのか。
- (3) アウトリーチ支援は、どのように進めていくのか。
(リモート学習・家庭訪問・メンタルフレンド制度の導入は。)

1 消防について問う

- (1) 消防指令センター共同運用について
 - ア 共同運用に向けたスケジュールについて
 - イ 共同運用による効果について
 - ウ 通報者への影響について
- (2) 能登半島地震被災地への緊急消防援助隊派遣について
 - ア 派遣状況と現地での活動内容について
 - イ 派遣隊が得た経験の本市へのフィードバックについて
- (3) 老朽化が進む消防本部施設の更新について

2 地域公共交通の維持・活性化について問う

- (1) 本市域内公共交通事業者の事業状況について
- (2) 公共交通活性化事業について
- (3) 地域公共交通に関する意見交換会やアンケート結果を踏まえた、今後の市の対応について

3 地域資源の活用について問う

- (1) 天理山古墳群及び甘南備山等の活用について
- (2) 観光拠点の必要性について

1 さんさん山城の虐待認定について

- (1) 最初に、さんさん山城のこれまでの活動について、市の評価を聞く。
- (2) 私が行なった12月議会の一般質問において、市は3つの虚偽答弁をしたと関係者から指摘されている。そのうち1点については、その虚偽を裏付ける担当職員の証言もある。このことから、虚偽答弁は確信犯的になされたものと、私は認識する。なぜ虚偽答弁をしたのか。
- (3) 虐待と認定するにあたり、市は十分な調査をしていない。被虐待者とされる元利用者から、金銭や物品・夕食を脅し取られていた利用者の存在を知っているながら、市はこの利用者から聞き取り調査をしていない。なぜか。ご本人からは市や議会に要望書も提出されている。今からでも、この利用者から聞き取り調査を行なうなど、再調査をすべきではないか。
- (4) 被虐待者とされる元利用者からの再三に及ぶ要望や訴えについて、市はなぜ真摯に対応しないのか。元利用者を知的障がい者とした市の対応は間違っている。元利用者の第一言語が日本手話であって、健聴者が使う日本語とは違うからこそ起こった意思疎通の問題である。誠実な対応を求める。
- (5) 当初、さんさん山城は2月に他事業所に譲渡されることになっていたが、7月に延びたと聞く。市は、さんさん山城の上部組織である法人の決定を尊重するとしているが、法人を尊重しさんさん山城を尊重しないのはなぜなのか。このことで翻弄されるのは、紛れもなくさんさん山城で働いておられる方々である。障がいがあっても、働く場を持ち、収入を得、仲間と交わり合うことは、人間としての基本的な尊厳であり、その機会を奪ってはならない。さんさん山城を守れ。

(6) さんさん山城の問題を通じて、障害者虐待防止法の課題が浮き彫りになったと指摘されている事業所がある。

ア 対象範囲が限定されているのはなぜか。

イ 判定の担当者は、本当に専門の知識や経験を持っているのか。

ウ 社会一般の常識とずれていないか。

エ 判定基準があいまいな場合は、一層慎重に判断すべきではないか。

オ 過度に秘密主義になっていないか。

カ 弁明や検証、異議申し立ての機会がない。「虐待者」とされた人の人権はどうなるのか。事業所の名誉や利益が不当に棄損されることはないのか。

キ 虐待認定の詳細を隠して、他の意図を持って人を「裁く」こともできるのではないか。

ク 「冤罪」を生むおそれもあるのではないか。

ケ 支援の現場からの乖離。

コ 障害者虐待防止法とは何か。虐待をなくすためにある法律であるべきであって、人を裁くための法律ではない。

全てが今回の問題に当てはまる。最終的に虐待認定の判を押したのは市長である。市長の認識を問う。

(7) さんさん山城の上部組織と市の関係は異常である。

(8) さんさん山城の虐待認定問題を通じて、なぜ京田辺市で手話言語条例が制定されてこなかったのかが見えてきた。手話言語条例の制定を求める。

2 身を切る改革を

市長や特別職、議員の報酬削減、経費削減（政務調査費や費用弁償等の廃止、虚礼廃止、宿泊費の実費支給）を求める。とくに宿泊費については、今後価格が上昇することも踏まえ、適正価格に修正しなければならない時がくる。その時まで実費支給に切り替えるべきと考える。

3 重度障がい者（強度行動障害含む）の支援

- (1) 重度障がい者が入所できる施設が圧倒的に不足している。市の認識と今後の計画について問う。
- (2) 重度障がい者を支援できるヘルパーの養成について、市として支援を。

1 こども施策について

- (1) 第3期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、現状と今後のスケジュールは。また、国のこども大綱を勘案し、市町村「こども計画」を作成するよう努力義務となっているが、本市の見解は。
- (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の以下の事業での検証と課題について問う。
 - ア 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）について
 - イ 新・放課後子ども総合プランの実施事業について
 - ウ 病児・病後児保育事業について
- (3) NPO法人に委託している「子育てひろば事業」「訪問相談支援事業」「ファミリーサポートセンター事業」について、現状と課題について問う。
- (4) 子どもたちの権利擁護のための専門機関である「子どもの権利擁護委員会」の設置が本市でも必要と考えるが、市の見解は。

2 公園の環境整備について

- (1) 子育て世代から、安心して楽しく遊ばせることができる公園の要望がある。市内公園のトイレ、遊具、砂場、水場の設置と管理状況について問う。
- (2) 市内公園の芝生（人工芝、天然芝）の設置と管理状況はどうなっているか、また今後の予定について問う。

人工芝については、マイクロプラスチックの環境への影響が懸念されているが、環境への配慮についての考えを問う。

- (3) 今後の公園整備は、市民と市の協働による公園維持活動の取り組みをさらに進める必要があると考える。地域コミュニティの拠点、環境保全、防災機能など、様々な役割を持つ公園を地域で作り守っていくため、公園里親制度（アダプト制度）をさらに普及していくよう求める。

1 可燃ごみ広域処理について

2025年度末の新ごみ焼却場完成後、同焼却場の運営だけでなく、枚方市東部清掃工場の運営も、あわせて枚方京田辺環境施設組合（以下、組合）が行う方針が示されている。この点にかかわって以下の点を問う。

- (1) なぜ、枚方市東部清掃工場の運営まで、組合で行うのか、その理由を明らかにされたい。
- (2) 枚方市東部清掃工場の「管理運営」を組合が担うとしているが、「管理運営」とはどこまでの範囲を含むのか、明らかにされたい。
- (3) 枚方市東部清掃工場の「管理運営」に関わる費用について、京田辺市が負担することはあってはならないと考えるが、市の見解を明らかにされたい。
- (4) 「枚方・京田辺可燃ごみ広域処理推進協議会」が設置されたが、枚方市との協議にのぞむ京田辺市の基本的な方針を明らかにされたい。
- (5) 焼却場運営だけでなく、今後のごみ処理行政全体において、京田辺市と枚方市の間で方針の調整、協議などがされるのか、市の考えを明らかにされたい。

2 消防指令広域化について

- (1) 「京都府南部消防指令センター共同運用実施設計業務」の結果が示され、「南部消防指令センター」の概要が公表された。この点にかかわって、以下の点を問う。

ア 現在の、京田辺市消防本部、及び共同運用対象の9消防本部合計の、各指令台数、119番受信回線数、人員配置数を明らかにされたい。

イ 総事業費について概算として約138億円と示されているが、京田辺市の負担はどうなるのか、また、あわせてその財源についても明らかにされたい。

- (2) 消防指令センターの共同運用について、そのメリットとデメリットについて、市の考えを明らかにされたい。

3 盛土規制法について

- (1) 盛土規制法にもとづく規制区域指定にかかわって、京都府において基礎調査がなされるとのことだが、京田辺市に関しての進捗状況を明らかにされたい。
- (2) 京都府に盛土規制法に基づく規制区域指定を、京田辺市全域に行うよう、指定の申出をすべきと考えるが、市の考えを明らかにされたい。

1 新田辺東地区の課題、今後のまちづくりについて

- (1) 新田辺駅東商店街において、商業・業務地としての魅力が低下している中、にぎわいのある交流空間や地域住民の利便性の向上、新たな集客のための都市機能の導入等が必要と考えるがどうか。
- (2) 一部の路線バスが廃止されると聞いている。現状では交通利便性や近隣住民にとって大きな影響は少ないとの事だが、今後さらに路線廃止が加速しないか心配されているが市の見解はどうか。
- (3) 府営住宅田辺団地において、入居者の高齢化によるエレベーター設置の必要性、空き室問題の解消、防災・減災対策として耐震化の実施が必要であると考えているがどうか。
- (4) 買い物弱者支援として、本市を主体とした買い物支援事業の導入が必要と考えるがどうか。
- (5) 市立河原保育所の東側において専用住宅新築工事が行われている。そのさらに東側には保育所の駐車場があり、朝夕の時間帯には園児の送迎のために利用されているが、現在は警備員が未配置である。今後、近隣住民による車両の往来があると考えるが、その安全対策は。

1 本市の空き家に対する取り組みについて問う

- (1) 空き家対策の取り組み状況について
- (2) 今後の空き家対策の方向性について
関係法令の改正を踏まえた今後の取り組みの進め方

2 学校教育環境の整備・運営について問う

- (1) 学校教育審議会について
 - ア 地域別懇談会を受けた教育委員会の受け止め
 - イ 子どもへの意見聴取について
- (2) 大規模校（三山木小学校）の対策について
 - ア 環境改善に向けた取り組みの状況
 - イ 休み時間や安全確保などの課題への対応

3 統一的な基準による財務諸表書類に基づく行政運営について問う

- (1) 財務諸表書類の活用状況について
- (2) 財務諸表書類の作成や活用に関する課題について